

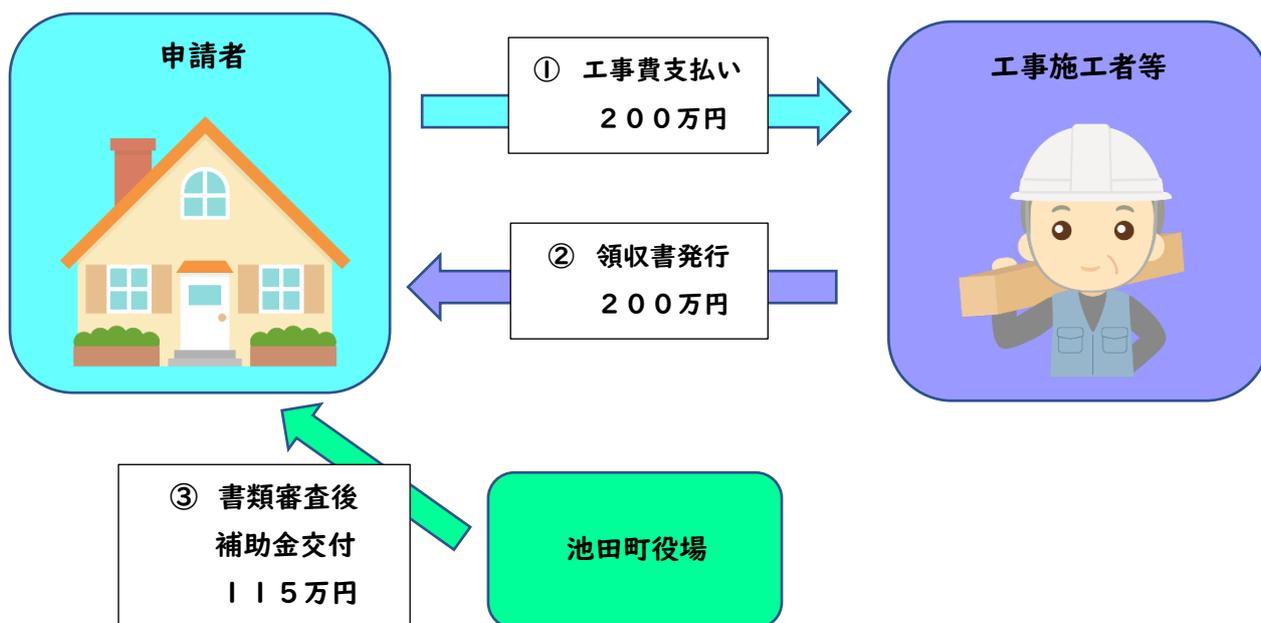
代理受領制度のご案内

補助金の代理受領制度とは、工事施工者等が申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

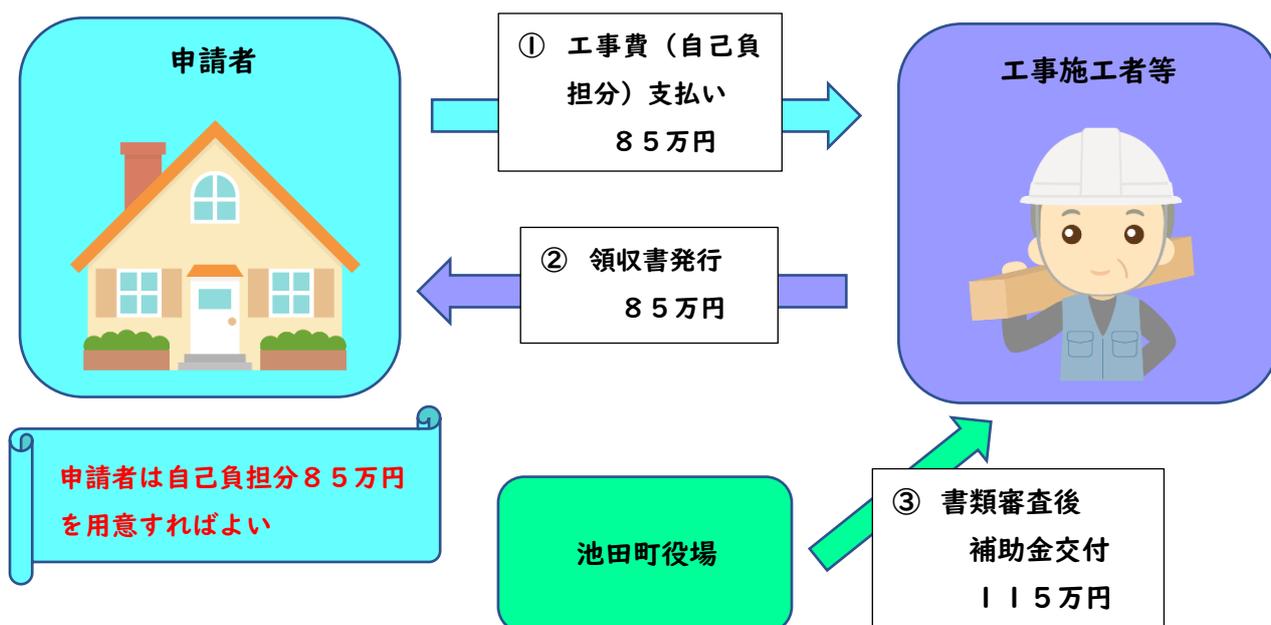
池田町から直接、工事施工者等へ補助金が支払われることで、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額（自己負担分）を用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

例：工事費が200万円、補助金115万円

【通常の流れ】



【代理受領制度】



◎注意事項

- ・工事施工者等への入金について、役場の会計処理後に支払われるため、従来の制度に比べて支払いが遅くなります。
- ・補助金申請者（委任者）と工事施工者等が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。